

幼いころの志、それは、いつかは生まれ育った故郷へ恩 返しをする事。

大学で土の文化と農業を学び、銀行員として地方経済を肌身で感じ、国会議員の秘書として実践を積んで参りました。すべては、この志を叶えるため。

市議会へ初挑戦をして、はや6年、小さなことからコツコッとカタチにして来たと自負しています。

まだまだ変わらないこの志。新しい時代に新しい県政 を切り拓く。そして、地域の声がもっと県政に届くよう、市 政から県政に! 新たなる挑戦が始まります。

アナンの解決力として、最年少・子育て世代の挑戦にご支援をよろしくお願いいたします。 よいなん たん



仁木よしひとプロフィール

昭和61年11月17日 阿南市長生町生まれ(寅年・A型)

学 歴 阿南聖母幼稚園 卒園

長生小学校 卒業(長生ファイターズ) 阿南第一中学校 卒業(生徒会長・野球部) 富岡東高校 卒業(生徒会長・陸上部)

東京農業大学 卒業 (国会議員会館にて、インターン活動)

職 歴 (株)徳島銀行にて3年6か月勤務(入行時、総代)

元内閣官房長官 仙谷由人 秘書

平成25年11月10日 阿南市議会議員一般選挙 初当選 平成29年11月12日 阿南市議会議員一般選挙 2期目当選

役 職 歴 阿南市議会産業経済委員長

阿南市水産振興議員連盟 幹事長 富岡東高校体育文化後援会 副会長

その他、地域の役職など多数

その他 第 25 回土光杯全日本学生弁論大会出場

阿南市男女共同参画審議会 審議委員

法政大学大学院公共政策研究科科目等履修生(行政法事例研究)单位取得

JGAP·農場 HACCP 推進指導員

趣味 旅行(歴史探訪) 釣り アウトドア



質問項目 約150投球!!(抜粋)

防災

(質問)日本にミサイル等の武力攻撃があった場合の、阿南市の対応と避難場所について

(答弁)

武力攻撃事態等における避難場所につきましては、徳島県では、武力攻撃などを受けた場合の避難施設として、学校体育館や公民館、グラウンド、公園など、県内全市町村で669施設を指定しております。そのうち本市においては、19施設が指定されています。

一方、地震・津波等で指定されている避難場所につきましては、災害対策基本法により災害種別ごとに応じた一定の基準を満たす施設または場所を緊急避難場所として市長が指定しているため、武力攻撃事態等における避難場所と災害等の避難場所については、異なっている箇所もございます。今後も有事の際の避難等の混乱を避けるために、市民への周知徹底を図ってまいりたいと考えております。(平成29年6月定例会 危機管理部長)

(質問) 防災に関する設備の配置状況に、 浸水地域と非浸水地域との特性を考慮する べきではないか

(答弁)

デジタル防災無線について、屋外拡声子局 251 局のうち、市役所本庁の親局と相互の通信 機能を持ったアンサーバックつき屋外拡声子



局 98 局は、主に津波被害が想定されている沿岸部と土砂災害等で孤立集落化する可能性の高い山間部を中心に配置をいたしております。

しかしながら、地震・津波発生時は屋外拡声 子局の倒壊、光ケーブルの断裂等により、浸水 地域、非浸水地域を問わず通信不能状態も考え られますことから、今後さらに、現在市役所や 消防本部に配備している衛星携帯電話を 14 公 民館に配備する方向で検討してまいります。

(平成26年3月定例会 防災部長)



(質問) 自主防災組織への防災釜(大型ガス釜)の配備計画はあるのか

(答弁)

現在、日本赤十字社や日亜化学工業株式会社から防災釜を寄附していただいており、市役所防災倉庫、中野島公民館、橘公民館、大野公民館、那賀川公民館の5カ所に配備し、各地域の自主防災会の訓練や地元行事の際に貸し出しを行っております。

現在、自主防災会は市内に 222 組織あり、全 ての自主防災会に配備は難しいことから、今後、 公民館単位の配備として、日本赤十字社に毎年 要望をしてまいりたいと考えております。(平 成26年3月定例会 防災部長)

(質問)災害発生後の迅速な復旧のための 地籍調査の必要性について

(答弁)

本市における地籍調査は極めて長い期間を

шш

要する事業になることが考えられることから、 実施方針を明確にする必要がございます。近い 将来予想される南海トラフ巨大地震の発生に 備えての津波浸水域地区の早期実施に向けた 地区選定や、既に地籍調査を実施しているもの の、さまざまな要因において再調査が必要とさ れる地区の市単独予算での対応と特例として の再調査採択を検討する必要もあります。

また、事業の効率化や事業費の軽減を図るためには、国の支援策並びに委託方式の選定、担当部局の設置など、市全体としての取り組みを視野に入れた検討が必要とされると考えております。(平成27年6月定例会 産業部長)



(質問)阿南市小規模災害に対する阿南市 見舞金支給要綱では、床上浸水1世帯につ き2万円の見舞金が支給されるが、災害救 助法が適用になった場合は併用できない件 (答弁)

本要綱は、本市独自の制度でございまして、 床上浸水世帯の方に、見舞金として2万円を支 給しております。県内では、本市のみがこのよ うな制度をつくり、被災支援に努めております。 また、災害救助法の適用など、一定以上の大規 模な災害が発生した場合には、国の制度を利用 せざるを得ないと考えておりますので、見直し につきましては困難であると考えております ので、御理解を賜りたいと存じます。

(平成26年9月定例会 保健福祉部長)

(質問)生活再建特別支援制度では、被災者が生活必需品を購入した場合、立替方式となっているが、支払方法の見直しができないか

(答弁)

本支援制度では、助成金交付請求書の提出時に、領収書等の支払いを証する書面を添付することとされておりますので、他の制度である社会福祉協議会が受け付けを実施しております緊急被災者支援生活福祉資金貸付金等を利用していただき、当面の生活再建を図っていただきたいと考えております。(平成26年9月定例会 保健福祉部長)

子ども・子育て

(質問)長生保育所老朽化に伴い、近隣保育施設との統合を視野に入れ建て替えできないか (答弁)

長生保育所においては、現在のところ建てかえの計画はありませんが、昭和 54 年に改築して以来 36 年が経過しており、市内でも古い施設となっていることや、地元の要望等もあること、また、子ども・子育て支援新制度において推進されていますように、保育所間の統合等による認定こども園の普及を図っていくことなども視野に入れまして、他の保育所との調整も図りながら検討してまいりたいと思います。(平成 2 7 年 9 月定例会 保健福祉部長)

(質問)長生保育所と本庄保育所の合併新築を求める陳情について



写真:長生保育所と本庄保育所の合併新築の陳情

шш

(答弁)

昨年 12 月議会に請願が提出され、全会一致で採択されておりますことから、早急な対応が必要であると認識しております。今後におきましては、本庄保育所と長生保育所を統合した認定こども園の整備に向け地元の御意見を伺いながら、建設時期等も含め慎重に検討してまいりたいと考えております。(平成29年6月定例会 保健福祉部長)

(質問)産休前に切迫早産のおそれ等で早期入院した場合の入院諸経費について市が入院費の助成などの措置を講ずるべきではないか

(答弁)

切迫流産や切迫早産と診断された方は要医療に該当する場合が多く、医療保険を適用し、 治療を受けることができます。

阿南市の母子健康手帳に、母性健康管理指導事項連絡カードが掲載されており、このカードが提出された妊婦の勤め先の事業主は、男女雇用機会均等法に基づき必要な措置を講じることが義務づけられております。カードを有効に利用していただけるよう、保健指導の徹底を図ってまいりたいと考えております。

また、検診クーポン外クーポンの発行や入院費などの助成措置については、働く妊婦の経済的負担の軽減や子育て支援の充実につながることから、徳島県母子保健協議会等の関係機関に働きかけてまいりたいと存じます。(平成27年12月定例会保健福祉部長)



(質問)産前産後8週以外の時期に母親が育児休暇中であれば、今預けている子どもでも入所を拒まれる件について、家庭の事情に配慮する追加配慮規定を設けるべき(答弁)

育児休業中の継続入所については、核家族など家庭の事情に配慮すべきことも理解しておりますが、保育士の確保など、受け入れ態勢が整わない現状では、全ての入所希望者の期待に沿うことが難しく、育児休業中の継続入所の要件を緩和することにより、さらなる待機児童が発生することが考えられますことから、今後、さまざまな視点から方策を検討してまいりたいと存じます。(平成29年6月定例会 保健福祉部長)

(質問)子ども議会の運用システムの構築 について

(答弁)参加した児童が阿南のことや学校のことを、問題意識を持って考えたり、市議会を身近に感じたことは大きな成果であり、貴重な経験になったものと考えます。

代表は各校1名でございまして、もっと多くの児童・生徒が経験できるようにできないか、また校長ともども相談もしてみたいと考えております。(平成27年9月定例会 教育長)

生活

(質問)長生公民館、大野公民館、橘公民館 にエレベーターが設置されていない件(長 生公民館は平成29年に設置)

(答弁)

長生公民館につきましては、敷地の制約等の問題からエレベーターが設置されておりません。公民館へのエレベーターの設置は、高齢者や障害者等の移動の円滑化を図る上で最重要課題と認識しておりまして、前段申し上げました敷地の制約がありますが、公民館施設の修繕や耐震診断等により優先順位を定め、公民館施設の充実について検討してまいります。

(平成27年3月定例会 教育次長)

(質問) 高齢者の自動車運転免許返納の特 典について

(答弁)

現在、本市におきましては、独自の特典は創設しておりません。ただ県の制度において、運転経歴証明書を提示することにより、徳島バス等の路線バスや阿佐海岸鉄道の運賃が半額になる、また、法人、個人タクシー協会加盟業者のタクシー料金が1割引きとなるなどの交通機関の優遇制度があります。

本市といたしましても、先進地の自治体や近 隣市町村及び関係機関の状況を踏まえて、自主 返納を促進する施策等を今後、検討してまいり たいと考えております。(平成29年3月定例 会 市民部長)

(質問)認知症とうまくつき合えるまちづくりを実現するため、認知症サポーターを 増やすべき

(答弁)

本市では、昨年度から認知症サポーター養成 講座の開催を積極的に支援しており、サポーター数は平成 26 年 3 月末の 108 人から平成 27 年 11 月末現在では 1,632 人にふえております。 認知症高齢者 1 人を認知症サポーター 1 人が 支えられる優しいまちづくりを目標に、今後も 引き続き認知症サポーター養成講座の開催を 積極的に支援してまいります。(平成 2 7年 1 2 月定例会 保健福祉部長)

農林水産

(質問) 那賀川河口域でとれるノリ、ワカメの漁獲量と品質低下について、県と連携をとって研究を続けるべき

(答弁)

ノリ、ワカメの養殖においての水揚げ高の減少、品質低下には、水質環境の変化が密接に関係しております。色落ちしたクロノリやワカメは、見た目が悪いだけでなく味が落ちるなど、品質が低下し、単価が下がるという漁業被害につながることとなっております。

県内での調査研究の実績でございますが、徳

島県水・環境課が昨年より松茂町で、排水中の 栄養塩濃度を高める実験を開始しており、効果 が確認できれば、継続して栄養塩の濃度を調整 すると伺っております。(平成29年3月定例 会 産業部長)



(質問)地元で採れた野菜や魚などの地場産物を学校給食に安定供給できる体制づくりについて

(答弁)

地産地消の立場から、阿南市産を中心とした 徳島県内の食材を率先して取り入れるよう鋭 意努力しており、地場産物の献立もふえ、今後 におきましても献立の幅を広げられるものと 思っておりますが、まだまだ地域の生産者及び 関係団体等との連携体制は不十分であります ので、引き続き地場産物の使用拡大と安定供給 できる体制づくりを模索し、努めてまいりたい と考えております。

(平成26年3月定例会 教育次長)

IIII Niki Yoshihito

ШШ-

(質問) 地産地消の推進について、消費者 にどのようにアプローチするのか

(答弁)

本市におきましては、椿泊漁業協同組合の漁ぎょ魚まつりや伊島漁業協同組合での伊勢エビの直売所の開設、地元産ハモの食材提供や市内学校給食への供給、さらには阿南商工会議所と連携して実施しているあなん丼の開発、普及など、さまざまな組織や団体等が地産地消の推進や地元水産物のPR活動に取り組んでいます。このような取り組みを一過性のものとして終わらせることなく、安定的、継続的に実施できるよう産官学民などが相互に連携しながら、地産地消を消費者へアプローチしていかなければならないものと考えております。

(平成26年3月定例会 産業部長)

(質問)農産・水産物の各種検査は、原子力 災害対策本部が指定した区域以外では生産 者負担となるという格差について

(答弁)

本県におきましては、残留放射能検査を独自で行っておりますが、検査費用以外の検体費用等は、生産者の負担となっております。本市におきましても、スーパー産地化推進事業など、産地化、ブランド化に向け事業を推進しておりますことから、生産者負担につきましては、国、関係機関等と情報を共有しながら、食の安心・安全をさらに確立するため、適切な対応に努めてまいりたいと存じます。(平成28年9月定例会産業部長)



(質問)耕作放棄地の調査について、農水 省見解と相違のないようにして頂きたい (答弁)

耕作放棄地の分類調査は現況により判断することを基本としておりますが、たとえ荒廃農地であってもいつでも農地として耕作が再開できるよう管理することも所有者の責務であるとの観点から判断を行っております。

この調査は毎年1回行っておりますが、平成27年は農業委員改選の年でもあり、多くの委員が交代されることも考えられるため、当該判断に係る研修会を開き、共通認識を図るなど、国が定めた調査要領に基づき適切に判断してまいりたいと考えております。(平成27年6月定例会産業部長)

(質問)阿南市で試験栽培がおこなわれている国産キヌアを『スーパー産地化推進事業』の対象にしてはどうか

(答弁)



写真:キヌアが使用されたコンビニ総菜

現在、来年度以降の市農産物スーパー産地化 推進事業の振興品目候補に含め、他の露地野菜 の支援内容との均衡を調整している状況でご ざいます。市といたしましても、引き続き農産 物スーパー産地化推進事業の振興品目とする ための取り組みを生産者、関係団体と連携推進 し、国、県の補助事業等の動向を注視しながら、 日本一のキヌア産地を目指してまいりたいと 考えております。(平成28年12月定例会 産業部長)

(質問)漁協合併等により未使用となった エビの栽培場の有効利用について

(答弁)

整備当初の当該施設は有効に利活用されておりましたが、潮流の関係やエビの品質確保のための底質改善が必要となり、平成 21 年度に底地部分の砂の入れかえなどを行うことにより中間育成場としての機能を有効に発揮するよう努力してまいりましたが、徳島科学技術高等学校の実習に活用されて以後、現在のような状況に至っているところでございます。

そのようなことから、今後につきましては、 当該組合の要望なども聴取し、徳島県、漁業協 同組合など関係機関や団体等と連携しながら、 当該施設の有効活用について検討してまいり たいと考えております。(平成27年12月定 例会 産業部長)

(質問)豪雨災害時に下流域の河川や海浜 に流れ着いたゴミについても、災害ごみと して取り扱えないか

(答弁)

河川、海浜のごみにつきましては、水害ごみの特性から、発生量も多く、流木等の大きなものが含まれており、本市で収集、運搬することは難しく、その後の処理につきましても、処理する量、分別の課題、大きな流木や海水を含むものは処理ができない等々の問題があり、エコパーク阿南での処理は困難と考えられます。河川等につきましては、国、県等の管理者において対応しており、今回も那賀川に関しましては、国土交通省が対応されております。

(平成26年9月定例会 環境管理部長)

若者定住促進

(質問)阿南市で仕事をする市外の働き盛 り世代をいかにして定住させるか

(答弁)(平成26年に)市内企業12社、約1,000人の社員の方々の御協力を得て、住まいに関するアンケート調査を実施し、市内へ通勤する方の定住要件においては居住環境によるところが大きいとの解析結果が得られており、来年度には本市への定住誘導を図る施策の提

案がなされる予定でございます。

今後は、こうした提案を初め若者定住促進本部の設置やUIJターン促進事業の強化、子育て支援策の拡充、地域医療の充実などの取り組みを積極的に推進し、若者に住んでもらえる、若者が住みたいまちの実現に向け戦略的な施策を展開してまいりたいと考えております。

(平成27年12月定例会 企画部長)

(質問) 伊島の若者定住促進住宅の建設計画について

(答弁)

当地域では県の砂防工事が行われており、コンクリートプラントの建設が計画され、住宅の建設に際しコスト圧縮面からこのプラントからのコンクリートの供給を予定しており、盛り土、残土の処分についても砂防工事と表裏一体となっています。

建築内容については、子育て世帯に対応した3部屋とLDKの木造2階建て5戸から成る連棟形式で、外部には芝生広場を設け、子供の遊び広場としても、地元住民とのコミュニティーとしても有効に利用できる設計としております。 伊島では、平成20年から平成22年の間、若者6人のUターンを確認しており、住居環境の改善によりUIJターン希望者が増加するものと期待いたしております。(平成28年3月定例会 市民部長)



■□□ Niki Yoshihito

(質問) 伊島の若者定住促進住宅建築工事の入札が不調となったその後の入札及び今後のスケジュールについて

(答弁)

(平成29年2月に)指名競争入札を執行いたしました結果、3社を施工業者として、9月15日の完成を目指して建設工事を進めてまいることになりました。

今後のスケジュールにつきましては、3月11日 に安全祈願祭をとり行い、遅滞なく早期に完成 できるよう、工事関係者及び地元区長会と十分 協議を重ねながら、鋭意進めてまいりたいと考 えております。(平成29年3月定例会 市民 部長)

(質問) 市営住宅の管理について民間のノウハウを活用し若者向け住宅の提供に繋げてはどうか

(答弁)

若者の定住、移住促進を図る上で、住む場所の確保は重要な課題と認識しており、今後は全国の先進事例に学びながら、移住支援施策の中での検討課題として取り組んでまいりたいと考えております。(平成26年9月定例会市民部長)

(質問) U ターン希望者と市内受け入れ企業バランスと、受け入れ体制整備について (答弁)

(平成27年)5月中旬に阿南市UIJターン促進事業補助金の説明及びハローワーク阿南のUIJターン専用窓口への受け入れ企業の登録をお願いするチラシを作成し、阿南商工会議所、那賀川町商工会、羽ノ浦町商工会の協力をいただきながら、市内の5人以上の従業員を抱える企業900社に対しまして周知、PRしているところでございます。今後も商工会議所内の若者定住委員会など各種委員会との連携、ハローワークの企業ネットワークをフル活用し、受け入れ企業の登録を初めとする体制整備に努め、市内企業を応援してまいりたいと考えております。(平成27年6月定例会 市長)

人権

(質問) DV(ドメスティックバイオレンス) 被害者が住む場所の確保について

(答弁)

DV被害者の緊急一時保護は、DVによる被害者及び同伴する家族に対してその身体の安全を確保するという支援の中で極めて重要な役割を果たします。緊急一時保護の後も被害者の方に寄り添う支援を行う中で、自立を決意されたときには最初に必要となるのが住む場所となります。

本市におきましては、鳴門市の市営住宅で適用している優先入居制度は、現在、適用しておりません。市営住宅は、住宅に困窮している低額所得者に対し低廉な家賃で住宅を供給することを本旨としており、優先入居制度を今後適用する場合、高齢者、障害者、母子世帯、多子世帯、多子世帯、DV被害者など社会的立場の弱い優先入居対象者と一般の住宅困窮者との公平性を保ちつつ、他市町村の状況等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。(平成27年9月定例会市民部長)

(質問)第2次男女共同参画基本計画における成果について、行政の組織化ができないか

(答弁)

本計画をより実効性のあるものとするため、 人権・男女参画課を中心として、庁内関係各課 との連携や調整をこれまで以上に強化し、相互 チェック機能や専門的見地からの助言、協働体 制の構築とともに、横のつながりを重視したネットワークづくりに取り組むよう検討してま いりたいと存じます。(平成26年3月議会 市民部長)

(質問)本人通知制度(住民票の写しや戸籍謄本などを、代理人や第三者に交付した場合本人に通知される制度)の運用状況について

(答弁)本人通知制度に関する要綱を改正し、 平成27年7月1日から、従前は3年間として

いた登録期間を廃止し、更新手続を不要と致しました。今後におきましても、本制度が積極的に利用されますよう、制度の改善や体制の充実に努めてまいります。(平成27年6月定例会市長)

(質問)LGBT(性的マイノリティー)の問題 についての本市での取り組み

(答弁)

平成 28 年度は校長会、教頭会で講師を招いての研修会を実施し、来年度は人権教育主事を対象とした研修会を予定いたしております。

今後は学校生活の各場面における支援体制や医療機関との連携も含め、性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細やかな対応について教職員の理解を一層深めてまいります。

(平成29年3月 教育長)

エネルギー政策

(質問) 市が保有している土地で、太陽光 発電等での売電や資産運用はできないか (答弁)

市の保有する遊休地、遊休施設の貸し出しや 売電による運用の御提案についてでございま すが、例えば、太陽光発電になりますと、採算 性の観点から確保できる面積や日照時間、変電 所までの距離など、要求される各種条件のほか、 設備設置後数十年の間、別の目的に利用できな くなることなどを総合的に考慮し、今後、慎重 に検討してまいりたいと考えております。(平 成26年3月定例会 産業部長)

(質問)阿南市はバイオマス産業都市の認定について、本市も応募してみてはどうか (答弁)

バイオマス事業について、市及び事業者の今後の取り組みを具体的に構想化したバイオマス産業都市構想策定が前提条件となり、現時点では具体案はございませんが、エネルギー施策を取り巻く変化のスピードは目まぐるしく、新エネルギービジョン策定時より新たな要素も生まれております。今後のエネルギー施策の動向を見きわめながら、関係各課や必要に応じ事

業者とも協議を進めながら、引き続き考えてまいりたいと存じます。(平成28年3月定例会産業部長)

(質問)阿南市で取り組む農山漁村再生可能エネルギー法を適用した事業内容の今後のスケジュールについて

(答弁)

現在、長生町で計画されている農地は、長年 耕作に供されていない上、他の用途で利用する にしても転用はできなかった土地であり、地権 者としても利用に苦慮しておりました。今回、 本法律の適用を受け計画されている再生可能 エネルギー発電の設備やそれに伴う農林漁業 の発展に資する取り組みが行われることによ り、地域住民の皆様の長年の懸案が解消される ことになると思われます。(平成29年3月定 例会 産業部長)



起業の支援

(質問)阿南市融資保証制度は金利面やニーズに合わないことで利用者が少ないため、若者起業化支援融資保証のような形にリニューアルすべきではないか

(答弁)

仁木議員からこれまで再三にわたり御提言をいただいてまいりましたが、本市の地域経済の発展と活性化を図るためにも、新規の起業を促し、経済活動が行いやすいビジネス環境を整えていくことは大変重要であると考えております。

そこで、このたび新設をいたします起業家育

成資金保証制度は、阿南市内で新たに事業を開始しようとする者に対しては、金融機関からの融資利率を 1.90%以内の低利に抑えるとともに、信用保証協会の保証料率をゼロ%、無担保とすることで、開業に必要な資金の確保を円滑にしようとするものでございます。

なお、融資金額の上限は 1,000 万円でございますが、市が阿南商工会議所に委託しております創業支援セミナーを受講するなど、支援創業関連保証に該当した場合には、最大 1,500 万円まで融資を受けることが可能となります。今後につきましては、広報等による制度の周知を図り、市内での起業を促してまいりたいと考えているところでございます。(平成 2 9 年 3 月定例会 産業部長)

(質問)財政支出を抑制するだけではなく、 地方税・地方交付税を含めた一般財源の総 額を確保することが不可欠ではないか

(答弁)

本市においても、効率的で実効性の高い事務 事業の改革に取り組むことはもとより、国にお きましても、地方交付税、本来の趣旨である財 源調整機能を確保するとともに、地方財政の実 情を踏まえ、地方自治体の財政需要等を的確に 捉えた上で地方財政計画に反映させ、必要な地 方一般財源の総額を確保されるよう望むもの でございます。(平成28年12月定例会 市 長)

阿南市の財政

(質問)土地開発公社保有地の買戻しと有効利用について

(答弁)

現在、大潟新浜工業用地、市道専売公社西線等用地、大潟袙用地の3カ所を保有いたしておりますが、大潟新浜工業用地及び市道専売公社西線等用地につきましては、護岸改修あるいは道路等の事業用地であり、他の用途への変更はできないものと判断をいたしております。また、大潟袙用地につきましては、室戸阿南海岸国定公園内に位置し、袙海岸を含む海に面した岬部分を所有しており、地形的にも太陽光発電等の再生可能エネルギー施設設置には不適当であ

ると考えております。

今後におきましては、周辺道路等インフラ整備や環境との調和を図ることなど、総合的に検討を加えながら、土地開発公社長期保有土地のよりよい活用方法について調査研究を深めてまいりたいと考えております。(平成27年3月定例会 企画部長)

(質問) 土木建設関係においては最低入札 価格を設けているが、物品・サービスを購入する際の入札についても同様に最低制限 価格を設けるべきではないか

(答弁)

物品等の業務委託等につきましても、業務委 託の内容が多種多様にわたるため、各課での入 札執行等を行っており、最低制限価格制度を導 入いたしておりません。

次に、県下他市の導入状況でありますが、 物品等の業務委託等につきましては、本市と同様の理由から、他市でも導入事例が少なく、県 下2市のみでの導入となっております。(平成 28年9月定例会 総務部長)



■□□ Niki Yoshihito

育休退所について

(質問)阿南市保育所条例において、育休 退所者への配慮規定を設けることは可能で あり、自治体の裁量によって配慮できると の答弁であったと記憶しております。この ように配慮規定を設け、育休退所について 改善すべきであると改善策を提案しており ましたが、何らかの進展はあったのか。

(答弁)

育休退所の問題解決の課題である保育士確保 につきましては、現段階において、徳島県市長 会を通じて県知事に潜在保育士の把握等につ いての要望を行っており、また、県内大学等の 就職支援担当者へ臨時保育士募集のチラシに よるPRをお願いするなど、新たな方策を模索 しております。まだまだ保育士不足の解消には 至っておりませんが、育休退所の問題について 6月議会で御提案いただきました核家族など の家庭の事情に配慮すべきことも大切である と認識しており、また、子ども・子育て支援新 制度に基づく社会情勢の流れに鑑み、現在、5 歳児のみに限定して認めている継続利用の事 由を、平成30年度からは4歳児まで緩和した いと考えております。今後におきましても、保 育士確保についての方策を検討し、育休退所問 題の解決につなげてまいりたいと存じます

(その後の武田議員に対する答弁)

育休退所についての御質問でございますが、先 進事例として、行政効率のよい都市部におきま しては、公立保育所より民間保育所が多く、保 育体制が整っていることなどから、育休中にお いても退所せず、条件つきではございますが、 継続入所できている自治体はございます。現在 て支援制度に基づき、育児休暇を取得した場育 て支援制度に基づき、育児休暇を取得した場合、 家庭での保育が可能となることから、4歳児未 満については退所していただいておりますが、 保護者の方々から育休中においても継続利用 の希望が多く、本市といたしましても、子育く 支援の強化を図る観点から、平成 31 年度より 継続入所できる年齢を緩和し、3歳児まで拡大 する方向で協議を進めております。今後におきましては、直ちに育休退所を廃止することは困難な状況にはありますが、着実に保育体制の強化が図れるよう体制づくりを進めてまいりたいと考えております。



農業について

(質問)減反政策が廃止となった際に、自 治体間での農業の格差と混乱が生じてくる と危惧してならないわけであります。 そこで、この減反政策の見直し・廃止につ

でこで、この減及政策の見直し・廃止について、本市として何らかの方策は考えられているのか。

(答弁)

減反政策廃止について本市として何らかの方策を考えているのかについてでございますが、 平成30年度からの米政策の見通しにより、行政による米の生産数量目標の配分が廃止されます。

しかしながら、全国的に主食用米の供給過多、加えて民間需要が低下している中、主食用米の 生産量が増加すれば米価が下落することが予想されます。本市においても、水稲を生産している農家が多く、大きな影響を受けるものと考えております。方策といたしまして、主食用米にかわる飼料用米などを推進しながら、生産コストを下げる取り組みとして、経営所得安定対策制度にある飼料用米など農産物の効率化、県内畜産農家等への直接出荷することによる流通コスト低減、あわせて多収性品種の作付をす

ることによる収量増加を図る取り組みを推進してまいります。

また、水稲は、現在も推進している「阿波美人」などのブランド化をさらに進めるとともに、高収益作物への転換を推進するなど、面積拡大を図り、農業者の所得向上につながるよう国、県、農業協同組合等、関係機関と連携して支援をしてまいります。



水産業について

(質問)水産関係についてでありますが、 前任期で私は産業経済委員会に所属させていただいておりました。当時の産業経済委員会の管内視察において、阿南中央漁業協同組合のノリの色落ち、水揚げ量の激減にて解決策の先進地であるJF兵庫県漁連にて解決策の先進地であるJF兵庫県漁連にないまるりましたが、この調査を当ましたが、この調査を当まるで、本市においても同様に海底耕転等の対策を講じることができないものかと考 えておりますが、このことにつきまして御 所見は。

(答弁)

阿南中央漁業協同組合のノリの色落ち、水揚げの激減について、産業経済委員会における先進地での調査結果を踏まえた本市の対策についてでございますが、先進地であるJF兵庫県漁連では、二枚貝の放流や底びき網漁船により海底の堆積物を攪拌し、海底の環境改善につながる海底耕転など実施し、ノリの品質改善に取り組んでおります。本市におきましても、二枚貝放流に対する支援について、国における水産多面的機能発揮対策交付金、県における農山漁村未来創造事業などの活用を地元と十分に協議し検討しております。

また、海底耕転による海底の環境を改善し、 ノリの品質改善をする取り組みにつきまして は、漁業者の皆様に御協力をいただきながら取 り組んでいかなければならないと考えており ます。本市といたしましては、引き続き利用可 能な事業を精査し、豊かな水産資源を次世代に つないでいけるよう努めてまいりたいと考え ております。



LLI Niki Yoshihito

農地改良について

(質問)改正土地改良法が施行されております。この改正された内容や特色については、前回圃場整備事業に特化いたしましてお聞きさせていただきましたが、特色の3本柱の一つでありますため池の防災復旧事業について、法施行後、本県でどのような運用方法になったのか。

(答弁)

土地改良法の一部改正によるため池等の農業 用排水施設の耐震化についてでございますが、 農業者からの申請によらず、国または地方公共 団体が原則として農業者の費用負担や同意を 求めずに事業を実施できる制度が創設されま した。このことにより、徳島県のため池耐震整 備におきましては県が主体となり、耐震診断の 結果をもとに耐震性を確保するための地震対 策ため池防災工事について県補助率の設定等 条件整備を行い、市町村とともにハード対策を 推進していく方針とのことです。

また、従来同様の老朽化したため池の整備を行うため池整備事業(老朽化ため池対策)につきましては、農業者に費用負担が必要なため、改めて同意が必要となっております。ただし、ハード整備に係る予算も限りがあることから、市町村と連携をしながらハザードマップの作成などのソフト対策を優先しつつ、条件の整ったところから順次ハード対策を進めていきたいとのことです。

なお、県補助率等条件は、現段階で県より提示をされていない状況であります。ちなみに阿南市におけるハザードマップにつきまして、平成 26 年度に二又池ほか 17 カ所作成済みであります。本年度に大谷池、櫛ケ谷池の2カ所の追加作成が終了予定であります。

以上、御答弁とさせていただきます。



障がい者雇用について

(質問) 先般新聞各紙で大々的に国の障害者雇用の水増し問題が報道されました。本市においては、法定雇用率は守られているのか。そして、その数字の信憑性はどのように担保されているのか、お教えください。

また、このようなことが起こる問題のそもそもの根底は、民間企業には3年に一度独立行政法人が会社を訪問し、確認調査をした上で、国の定めた障害者法定雇用率が守られていない場合はペナルティーが科せられるなどの総合的なチェックの仕組みが確立されています。

(答弁)

本市職員の障害者雇用について御答弁申し上げます。

仁木議員御指摘のとおり、障害者雇用促進法では、障害者の職業の安定と就労機会を広げることを目的として障害者雇用率を設定し、企業や国、地方公共団体などに一定割合以上の障害者を雇用することを義務づけており、毎年1回、徳島労働局を通じて厚生労働大臣に任免状況を報告しているところでございます。

今年度の調査に対しましては、本市職員の6月1日現在の障害者雇用率は 2.52%と報告しており、平成 30年4月1日以降の国、地方公共団体等の法定雇用率である 2.5%を上回っている状況でございます。

対象職員数の計上に当たっては、人事課と福祉課において障害者手帳交付一覧等による確認作業を行い、本調査に必要な限度において障害の種別、等級、人数を把握しております。

次に、本市職員の障害者雇用の状況を定期的に市議会へ報告することについてでございますが、毎年障害のある職員の任免状況を厚生労働大臣に対して通報し、その集計結果は、厚生労働省徳島労働局のホームページにより公開、公表されているところでございます。

また、今般の状況を受け、今後、国から全国 再調査や再点検の依頼があるとのことであり、 チェック体制の構築やガイドラインの見直し がなされるものと考えられます。市議会への御 報告につきましては、こうした国の方針等を勘 案しながら検討してまいりたいと存じます。



長時間労働について

(質問)電通の新入社員が、入社1年目の2015年12月に過労自死し、労働者の長時間労働が社会的な課題として注目されるようになったことは記憶に新しいと思います。そこで、本市職員において、いわゆる過労死ラインとされる1カ月でおおむね100時間、2カ月から6カ月にわたっておおむね80時間程度の時間外労働がなされている実態はあるのか。また、1カ月の時間外労働が45時間を超える実態はあるのか、お教えいただきたい。

(答弁)

職員に係る長時間労働についてであります。

職員の時間外労働について、1カ月でおおむね100時間を超える時間外労働の状況といたしましては、直近の10月は5人の職員が該当し、9月は2人、8月は該当なしとなっております。次に、2から6カ月平均でおおむね80時間

程度の時間外労働の状況といたしまして、この 半年の期間では8人の職員が該当しております。

次に、1カ月の時間外労働が 45 時間を超える状況といたしましては、10月は62人、9月は48人、8月は23人が該当しております。

次に、時間外労働の上限といたしましては、時間外労働の限度に関する基準、平成 10 年労働省告示第 154 号として示され、三六協定において定める労働時間の延長の限度等に関する基準がその目安となると考えております。

また、どの程度達すると長時間労働と捉えているかにつきましては、正規の勤務時間である週38時間45分を超える内容については、長時間労働の範疇であると認識いたしております。

次に、長時間労働が認められる職場における 指導や改善の取り組みにつきましては、日ごろ より所属長が時間外勤務を命令する際には、事 前にその業務の必要性を十分に精査し、所属内 で業務の進め方や分担の見直しを常に検討す るよう指導しているところでございます。



会計年度任用職員について

(質問)市民サービスの低下を招かないためにも、予算の拡大を理由とした人員の削減やフルタイム職員を減らしてパートタイムをふやすというような職の整理は、あってはならないと考えますが、どのように対応されるのか。

(答弁)

会計年度任用職員制度に関する御質問にお答 えいたします。

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、昨年5月に地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律が公布され、一般職の会計年度任用職員制度が創設されました。本改正法により、任用を含む規律等の整備を図るとともに、特別職非常勤職員及び臨時的任用職員の任用要件の厳格化を行い、会計年度任用職員への必要な移行を図ることとなっております。

議員から、市民サービスの低下を招かないようにとの御意見がございましたとおり、新制度におきましても、引き続き安定的かつ持続的な行政サービスを提供していくためには、職業経験や高いスキルを持った優秀な人材を確保することが重要であると認識しており、現在の臨時・非正規職員の皆さんが意欲を持って働けるよう、勤務条件を整えてまいりたいと考えております。

さらに、議員御指摘のとおり、単に勤務条件 の確保等に伴う財政上の制約を理由として、任 用の抑制を図るなどの職の整理を行うことは、 今回の法改正の趣旨ではないと認識している ところでございます。同時に、個々の職務内容 に対しまして、本来必要な業務量について十分 に精査、整理されないまま、各種手当等の支給 対象が拡大いたしますと、結果として、安定的 な雇用を確保する上で、大きな財政負担を招も おそれがあり、国も今回の法改正を踏まえた職 の設定に当たっては、現に存在する職を漫然と 存続するのではなく、それぞれの職の必要性を 十分吟味した上で適正な人員配備に努めるべきであるとの基本的な考え方を示しておりま す。

また、昨今の情勢といたしまして、ワーク・ライフ・バランスの促進による生活様式の多様化や介護・育児制度の拡充等により、個々の事情に合わせた形での柔軟な勤務形態を望む職員も増加の傾向にあることから、これらに対応した勤務条件の整備が求められている状況もございます。いずれにいたしましても、今般の地方公務員法等の改正の趣旨に即した会計年度任用職員制度の適正な運用の確保に向け、国また、近隣自治体等の動向にも注視しながら、必要な準備を遺漏のないように努めてまいりたいと考えております。



若者定住促進総括質疑

(質問) 私は、約5年前、27歳の初登壇以 来、一貫して定住促進、若者政策による財 政の展望について質問を繰り返していると ころでありますが、若者世代、子育て世代 への投資が将来の財源となり、阿南に生き る全ての人への負担軽減につながるという ことは、過去の議会でも提案させていただ いております。これは、日中約 7,000 人の 方々が阿南市外から本市に通勤・通学され ていますが、この方々の定住のみならず、 今本市に住んでいただいている方々が、阿 南市外へと移住するという迷いの時期に、 いま一度一歩踏みとどまろうと考えること のできる施策、その迷いと選択の時期に示 していかなければならないということでも あります。このことが未来への投資、回収 できる初期投資であり、ひいては、今この 阿南市政を担う者の未来への責任を果たす ことにもつながるということではないでし ょうか。

さきに申し上げた重要な一つのタイミン グが、核家族化が進む時代背景の中で、1 つは家を建てる時期、2つは住宅を取得す る時期、3つ目は子育てを開始する時期で あると思っております。このようなみずか らの居場所と出番を選択する時期に、円滑 な住宅取得や阿南市独自の投資的施策を施 すことができれば、長期的な財源確保につ ながると確信してやまないわけであります。 その根拠となる数字を提示し、過去から議 論をいただいているところでありますけれ ども、この議論を繰り返す中で、平成29年 12 月議会の御答弁では、まずは第一義的に 住環境の整備が重要であるということを認 識しているとの御答弁をいただきました。 さきに申し上げたことについてもお認めい ただいていることと自負しておりますが、 その後の効果的な支援措置について、実質 的な計画を御協議いただいているのか、そ の展望をお聞かせいただきたいと思います。



(答弁)

市長(岩浅嘉仁) 仁木議員にお答え申し上げます。

若者世代の住宅取得の支援措置などに係る 御質問にお答えいたします。

若者等の定住促進、特に若者の住宅取得に係る支援につきましては、移住・定住人口の拡大や地域活性化の一助ともなり、ひいては、長期的な財源確保につながることからも、それを創設整備することは、大変重要かつ有効な方策の一つであると認識しております。このことから、本市におきましては、平成28年度より関連部局において、若年子育て世代の負担軽減や転入者の定住促進を目的の一つとする住宅取得時における補助金等の財政的支援について協議を行ってきたところでございます。

また、長期固定金利型住宅ローンであるフラット35を利用して住宅取得する場合において、地方公共団体の財政支援を前提に、若年子育て世代や転入・定住者に対する金融優遇制度が登場したことを受け、当該制度の導入について現在、協議を行っております。この制度の導入は、金利の引き下げと地方公共団体の財政的支援をあわせて実施することで、相乗効果が発揮でき、長期的な財源確保の創出が見込まれる効果的な施策であることから、当該制度の導入に向けて、新築戸数や需要等を総合的に勘案するとともに、財政的支援の内容や国費等による財政支援面などを精査し、定住促進に係る総合プラン的なものとして制度化したいと考えているところでございます。